

魚津市告示第74号

魚津市事業承継推進補助金交付要綱の一部改正について
魚津市事業承継推進補助金交付要綱（令和4年魚津市告示第38号）の一部
を次のように改正する。

令和7年3月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 - 第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>第1条 - 第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。